

仙台白百合女子大学 寄付金募集要領

【目的】 仙台白百合女子大学の教育・研究環境の整備充実のため

【使途】 ① 教育・研究環境の整備

② 奨学資金の充実

経済的理由のため学業継続が困難である優秀な学生への支援

東日本大震災における被災学生の授業料減免支援

留学生支援

【募金概要】 金額：一口1万円 一口以上

目標額：1,000万円

募集期間：2018年8月1日～2019年3月31日

対象：在学生保護者、卒業生、一般、企業等

【振込方法】 同封の振込用紙にて、お近くの銀行からお振込みください。在学生の場合は保護者のお名前でのお振込みとなります。お振込みの際には、振込人名の前に指定番号（送り状の宛名下の番号）を記入ください。ATM（現金自動預払機）でのお振込みの場合も同様です。指定番号がないとお振込みが特定できないことがあります。

【税制上の優遇措置】

仙台白百合女子大学へのご寄付は、税制上の優遇措置として所得控除を受けるか、税額控除を受けるか（個人の場合のみ）を選択できます（裏面「寄付金控除の概要」参照）。

個人及び法人いずれの場合もご寄付の入金確認後、本学からお送りする領収書と、控除に必要な証明書（「特定公益増進法人証明書」、「税額控除に係る証明書」（個人のみ）のいずれか）を添えて所轄税務署に確定申告してください。

◇お問い合わせ◇

仙台白百合女子大学 庶務課 寄付金担当

〒981-3107 宮城県仙台市泉区本田町6-1

電話 022-372-3254

寄付金控除の概要

税制上の優遇措置

〈個人の場合〉

個人から本学への寄付金は、以下の税制上の優遇措置が適用となります。「所得控除」または「税額控除」のどちらか一方をお選び、ご寄付された翌年の確定申告期間に所轄税務署で確定申告をしてください。

(1) 制度の概要

【所得控除】

特定公益増進法人に対する年間の寄付金の合計額（ただし、年間総所得額等の40%が限度）が2,000円を超える場合には、その超えた金額を当該年の総所得金額等から控除することができます。

$$\text{所得控除額} = (\text{年間の寄付金合計額} - 2,000 \text{円})$$

【税額控除】

税額控除制度の適用対象法人に対する年間の寄付金の合計額（ただし、年間総所得額等の40%が限度）が2,000円を超える場合には、その超えた金額を当該年の所得税額から控除することができます。ただし、税額控除の対象額は、所得税の25%が限度となります。

$$\text{税額控除額} = (\text{年間の寄付金合計額} - 2,000 \text{円}) \times 40\%$$

(2) 優遇措置を受けるための手続き

所得控除、または税額控除の適用を受けるためには、毎年1月1日から12月31日までにを行った寄付について、翌年3月15日までに所得税の確定申告をする必要があります。確定申告には、次の書類が必要です。

1. 本学が発行した寄付金領収書
2. 所得控除を選択される場合：特定公益増進法人証明書（写）

税額控除を選択される場合：税額控除に係る証明書（写）

※いずれも本学より郵送いたします。

※上記内容は、あくまで制度の概要です。詳しくは、所轄税務署へお問い合わせください。

【個人住民税の寄付金控除】

(1) 制度の概要

本学へご寄付された翌年 1 月 1 日のご住所が、本学を条例により「寄付金税額控除対象法人」と指定している都道府県・市区町村に該当する方は、個人住民税の寄付金控除を受けることができます。詳しくは、住所地の地方自治体税務担当課へお問い合わせください。

(2) 優遇措置を受けるための手続き

毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに行った寄付について、翌年 3 月 15 日までに所得税の確定申告をすることで、所得税と住民税の両方の税金の軽減を受けることができます。住民税控除率は、都道府県の指定は 4%、市区町村の指定は 6%、都道府県と市区町村双方が指定した場合は 10%となります。

$$\text{住民税控除額} = (\text{寄付金額} - 2,000 \text{ 円}) \times \text{住民税控除率}$$

※上記内容は、あくまで制度の概要です。詳しくは直接、都道府県・市区町村へお問い合わせください。

〈法人の場合〉

法人から本学への寄付金は、法人税法に基づき、当該事業年度の損金に算入することができます。損金算入には、「受配者指定寄付金」と「特定公益増進法人に対する寄付金」の 2 種類があります。

【受配者指定寄付金】

同制度は、日本私立学校振興・共済事業団が私立学校の教育研究発展に寄与するため、寄付者からの寄付金を受け入れ、これを寄付者が指定した学校法人へ配布する制度です。寄付者は、寄付金の全額を損金に算入することができます。

① 日本私立学校振興・共済事業団宛の「寄付申込書」が必要となります。本学を經由して、日本私立学校振興・共済事業団に発送します。

[日本私立学校振興・共済事業団宛の寄付申込書（様式 1-1）](#) ※指定学校法人の欄は、「白百合学園」のままにしてください。

② 損金算入には、同事業団が発行する「寄付金受領書」が必要となります。「寄付金受領書」は、本学を經由して寄付者にお送りいたします。

【特定公益増進法人に対する寄付金】

寄付金を一定の限度額まで、損金に算入することができます。

① 一般寄付金の損金算入限度額と別枠で、損金として算入できます。

② 本寄付による損金算入は、「寄付金領収書」と「特定公益増進法人証明書（写）」によって手続きができます。

③ 上記の証明書は、本学で入金を確認でき次第、お送りいたします。

〈その他の寄付〉

(1) 遺贈寄付

「ご自身」の遺産を寄付したいとお考えの方へ

遺言書を作成し、残される財産の一部をご寄付いただく制度です。事前にご相談ください。

※遺贈していただいた財産には、相続税が課税されません。

※遺言書の作成には、公証役場の所定手数料がかかります。

(2) 相続財産による寄付

「故人」の遺産を寄付したいとお考えの方へ

相続した財産の一部または全部を本学にご寄付いただく制度です。事前にご相談ください。

※寄付していただいた財産には、相続税が課税されません。

〈個人情報の取り扱い〉

いただきました個人情報は、本学「個人情報の保護に関する規程」に従って厳重に取り扱い、寄付金に関する業務に必要な範囲内でのみ使用します。